

横浜銀行

平成 23年04月28日

預金払戻請求書による振込受付書 振込金受取書(兼振入手数料受取書)

電信扱

被行名(漢字) 左づめでご記入ください。

銀行 | 仮金 | 信組 | 寄附 | その他
支店名(漢字) をつめでご記入ください。

七 + 七

原明 支店

○をおつけください

姓と名の間に1マス空けて左づりで記入ください。

ミナニンウマシサイカヽイタイサ
漢点(、)、半漢点(、)も1マスを使用してご記入ください。

中華書局影印
新編全蜀王集

法人の場合は、(一) 諸説教の登記と(二) 記入とされた場合は、下記「供養」欄に続けて登記とされた場合は、(一)

卷首语（汉字）

（平成22年）
南相馬市災害対策本部

姓と名の間に1文字刻印してお求め下さい。

No More Nuclear War

二〇一九年五月

法人の場合は、(a) 第四種登記簿記入(ダット)、記入しきれない場合は、下記「備考」欄に持てて記入ください。

おなまえ（漢字）

No More Nuclear 事務局 樣

◎ 乙佳所(漢字)

ご連絡先 〒351-0256 静岡市葵区御器所25番地 お電話番号 090-4726-7936

いつも横浜銀行をご利用くださいまして
ありがとうございました。

このお振込は翌営業日の発信で
も差し支えない旨ご了承いただ
きましたので受け付けました。

株式会社 横浜銀行

鹿島田支店



振込規定(振込)

3. (振込契約の成立)

- (1) 振込依頼による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承認し、振込資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 振込便による場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し、振込資金等の交換を確認した時に成立するものとします。
- (3) 前2項により振込契約が成立したときは、依頼内容に記載した振込金受取書、振込受取書またはご利用控え書(以下「振込金受取書等」といいます。)を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので大切に保管してください。

5. (証券類による振込)

- (1) 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受け入れはしません。
- (2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受け入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受け入れの旨を表示した振込通知をその決済認前に発信します。なお証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。
- (3) 前項により受け入れた場合は、直ちにその旨を通知するとともに、決済認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ由来による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。
- (4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- また、不渡りとなった証券類の返却にあたっては、当行所定の不渡手形退却料をいただきます。
- (5) 提出された振込金受取書等、当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (取引内容の照会等)

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当行が発信した振込通知について振込先に金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することができます。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対し、相当の期間内に回答がなかった場合は不渡りな回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 入金口座等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する相次ぎの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きをとってください。

7. (依頼内容の変更)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続きにより取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する相次ぎの手続きにより取り扱います。
 - (1) 訂正の依頼にあたっては、当行所定の振込金訂正相次ぎ依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - (2) 当行は、振込金訂正相次ぎ依頼書に従って、訂正依頼書文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 前項の訂正の取り扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金額がすでに振込通知を受信しているときは、訂正できないことがあります。この場合には、受取人ととの間で協議してください。

8. (相次ぎ)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の相次ぎの手続きにより取り扱います。
 - (1) 相次ぎの依頼にあたっては、当行所定の振込金訂正相次ぎ依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - (2) 当行は、振込金訂正相次ぎ依頼書に従って、相次ぎ依頼書文を振込先の金融機関に発信します。
 - (3) 相次ぎされた振込資金は、振込金訂正相次ぎ依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の領収書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項の相次ぎの取り扱いおよび相次ぎされた振込資金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金額がすでに振込通知を受信しているときは、相次ぎできないことがあります。この場合には、受取人ととの間で協議してください。

10. (手数料)

- (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (2) 相次ぎの受付にあたっては、当行所定の相次ぎ手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、相次ぎができなかつたときは、相次ぎ手数料は返却します。
- (3) 第7条第1項ただし書きにより相次ぎ手続きを行うときも、当行所定の相次ぎ手数料をいただきます。
- (4) 相次ぎされた資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときは、振込手数料はかかりません。
- (5) 依頼内容の変更にあたっては、当行所定の訂正手数料をいただきます。この場合、第1項の振込手数料は返却しません。ただし、訂正ができなかつたときは、訂正手数料は返却します。
- (6) この取引について、特別の依頼により契約した費用は、別途にいただきます。

11. (損害額による免責)

- 次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があつても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (1) 災害、暴風、輸送途中的事故、戦乱等の公的要因の措置等のやむをえない事由があつたとき。
 - (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、終末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
 - (3) 当行以外の金融機関の責に因るべき事由があつたとき。